

議案第 4 6 号

山陽小野田市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 2 月 2 0 日 提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市立図書館条例の一部を改正する条例
山陽小野田市立図書館条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 8 2 号）の
一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

使用区分 種別	金額		
	午前 9 時から正 午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午 後 1 0 時まで
視 聴 覚 ホ ー ル	2, 7 0 0	4, 8 6 0	6, 4 8 0
	映像設備を使用する場合は、1 回につき 2, 1 6 0 円、 ピアノを使用する場合は、1 回につき 1, 0 8 0 円の使 用料を加算して徴収する。		
第 1 会 議 室	1, 0 8 0	1, 6 2 0	2, 1 6 0
和 室	8 6 0	1, 0 8 0	1, 6 2 0
第 2 会 議 室	8 6 0	1, 0 8 0	1, 6 2 0

」

を

使用区分 種別	使用料（1時間当たり）
視聴覚ホール	790
	映像設備を使用する場合は、1回につき2,160円、 ピアノを使用する場合は、1回につき1,080円の 使用料を加算して徴収する。
第1会議室	310
和室	140
第2会議室	180

に改め、同表備考1を次のように改める。

- 1 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げて徴収する。

別表第2中

視聴覚ホール	970	640
第1会議室	480	320
和室	270	160

を

視聴覚ホール	800	640
第1会議室	270	160
和室	160	100

に改める。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山陽小野田市立図書館条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用許可したものから適用し、同日前に使用許可したものについては、なお従前の例による。

山陽小野田市立図書館条例新旧対照表

改正後		改正前			
別表第1（第7条、第8条関係） 施設使用料表 (単位：円)		別表第1（第7条、第8条関係） 施設使用料表 (単位：円)			
<u>使用区分</u>	<u>使用料（1時間当たり）</u>	<u>使用区分</u>	<u>金額</u>		
<u>種別</u>		<u>種別</u>	<u>午前9時から 正午まで</u>	<u>正午から午後5 時まで</u>	<u>午後5時から午 後10時まで</u>
視聴覚ホー ル	790 映像設備を使用する場合は、1回につき2,160 円、ピアノを使用する場合は、1回につき1,080 円の使用料を加算して徴収する。	視聴覚ホー ル	2,700	4,860	6,480
映像設備を使用する場合は、1回につき2,160 円、ピアノを使用する場合は、1回につき1,080 円の使用料を加算して徴収する。		映像設備を使用する場合は、1回につき2,160 円、ピアノを使用する場合は、1回につき1,080 円の使用料を加算して徴収する。			
第1会議室	310	第1会議室	1,080	1,620	2,160
和室	140	和室	860	1,080	1,620
第2会議室	180	第2会議室	860	1,080	1,620
備考 1 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間 に切り上げて徴収する。 2～4 (略)		備考 1 使用時間区分帯を2欄以上にわたって使用する場合は 使用料は、それぞれの所定使用料を合算して徴収する。 2～4 (略)			

別表第2（第8条関係）

冷暖房使用料表

(単位：円)

種別	金額（1時間当たり）	
	冷房	暖房
視聴覚ホール	800	640
第1会議室	270	160
和室	160	100
第2会議室	270	160

備考（略）

別表第2（第8条関係）

冷暖房使用料表

(単位：円)

種別	金額（1時間当たり）	
	冷房	暖房
視聴覚ホール	970	640
第1会議室	480	320
和室	270	160
第2会議室	270	160

備考（略）